

研究会構想

占領期のGHQ/SCAP/PHW

(連合国軍総司令部公衆衛生福祉部)文書を
用いた現在の保健医療制度の源流を
探る研究

杉田 聡

1 研究の趣旨

現在、わが国の保健医療制度は健康保険制度の保険料や給付割合の変更、混合診療解禁へむけての論議、医師養成において卒業臨床研修の必修化、等の多くの面で転換期を迎えている。それらの制度の根幹が構築されたのは今から約六〇年前の第二次世界大戦後の占領期においてであった。保健医療制度の根幹を成す医師法、医療法は占領期の一九四八年(昭和二十三年)に成立し、何度もの改正を経て現在に至っている。当時と現在とは人口構成と疾病構造が大きく異なるため、求められる政策の必要性や優先度は当然異なるであろうし、先端技術の開発や諸外国との通商交流の増大・高速化に伴い、過去には想像も

つかなかった問題に対する新しい政策(例えば、生命維持治療の停止手続きやBSE、鳥インフルエンザ対策等)が必要となつてきているために法律や制度の修正や抜本的改革が望まれているが様々な困難が生じている。

そこで本研究では、占領期の保健医療改革を現代的な視点から振り返り、当時の国民の健康状況、人的物的資源の把握、改革の立案の過程の検証を様々な学術分野の研究者で行い、過去の貴重な経験を未来の政策に生かすことを目的とする。具体的には、筆者を中心に復刻作業が行われている連合国軍総司令部公衆衛生福祉部(GHQ SCAP/PHW)の文書を活用するとともに各種の史料を活用し、医事、薬事、感染症対策、社会保障(保険・年金制度)、栄養改善(及び食品衛生)等の分野における改革を検証する。

また、占領期の保健医療制度改革においては日本医師会の改組や医薬分業論争などの問題において武見太郎氏が日本医師会の役員として深く関与していることが指摘されており、その面からも本研究所の事業として意義深いと考える。

2 GHQ/SCAP/PHW文書

(1) 意義

第二次世界大戦後の占領期のが国の保健医療改革においては連合軍総司令部公衆衛生福祉部 (General Headquarters, Supreme Commander of Allied Powers, Public Health and Welfare Section: GHQ/SCAP/PHW) が大きく関わったが、その

活動を記した文書記録は「GHQ正史」を除き、現状では系統的には明らかにされていない。国立国会図書館憲政資料室にはGHQ/SCAP文書がマイクロフィッシュの形式で保存されているが、PHW (公衆衛生福祉部) の文書には各種の公文書や史料が含まれており、分量はマイクロフィッシュとして五五六枚 (A4用紙換算・約五五万枚) に達する。このうち系統的な史料としては、各県に配置された軍政部支部にPHWの活動を周知させるために一週(ごと)に作成されたWeekly BulletinとPHW内で各セクションの長が情報を共有するために回覧されたDaily Journalがあり、ともに占領初期から終期まで(一部欠損はあるが)のものが保存されている。この二種の文書は「GHQ正史」のように「振り返り」で記述された史料とは異なり、日々刻々と積み重ねられるPHWの活動が「リアルタイム」で記述されているため、つじつま合わせや占領軍の政策の過度の正当化が行われにくい一次資料と考えられる。占領期の占領軍と日本側担当者との関係を、一方的に政策を押し付ける

側とそれを無条件に受け入れる側と考えることはきわめて無謀な単純化であり、「リアルタイム」で記述された文書を詳細に分析することにより占領期における両者の交渉の実際の姿を明らかにすることが期待される。

Weekly Bulletinに限らず、GHQ文書の多くは占領が終結してアメリカ合衆国に引き上げる際にごく無造作に段ボール箱に詰め込まれた状態のまま、それをそのままマイクロフィッシュにコピーしたため、必ずしも系統的に整理された形で所蔵されてはいない。また、当時は光学式複写機が存在せず、文書の多くがカーボンコピーでタイプ打ちして作成されているため文字がにじんで解読が難しい。そこで本研究においてはWeekly Bulletinを時系列に並べなおし、文字を解読して文書をパソコンに入力し電子ファイル上に復刻した。この作業を経ることで、より、文書解読に手間取ることなく、またパソコンの検索機能などを活用することにより考察を深めることが可能となった。

(2) Weekly Bulletinの概要

a Weekly Bulletinの目的と配布先

占領期の日本では間接占領制が布かれ、占領軍総司令部の指示や示唆の下、日本政府の担当官庁が政策をその行政機構

網を通じて実施した。保健医療政策においては公衆衛生福祉部 (PHW) が占領軍側の担当部署であり、日本政府側の担当部署は、事項により、文部省、農林省等を含むが、主に厚生省であった。政策が実行されるのは四六都道府県 (沖縄県は直接占領下で管轄外) であるが、その各都道府県に駐留する軍政部に PHW の活動を随時知らせる必要が生じた。そのため、文書が Weekly Bulletin であり、その文書は各都道府県の米軍軍政部だけでなく、駐留イギリス軍やオーストラリア軍の担当部署にも配布された。文責は名義上、公衆衛生福祉部長のサマス准将となっているが、実際の文書作成者不明である。

b Weekly Bulletin の配布期間

現在所在が確認できる Weekly Bulletin は、一九四五年十月二十二日の週のものから一九五一年三月 (注: 占領末期は二週ごと) か月単位で発行) のものまでである。これは GHQ/PHW の設立が一九四五年十月二日で廃止が一九五一年六月三十日なので、その存続期間のほとんどの活動を把握することが可能である。

c Weekly Bulletin の構成

Weekly Bulletin は、主に日本政府から提供された保健医療

関係の情報や統計、PHW の職員の業務報告、PHW から厚生省やほかの日本側機関に出した「指示」や「示唆」の内容から構成されている。本文の記述に当たっては、PHW の担当課の構成に準じて、予防医学 (Preventive medicine)、病院管理 (Hospital Administration)、栄養 (Nutrition)、獣医学関係 (Veterinary Affairs)、歯学関係 (Dental Affairs)、看護関係 (Nursing Affairs)、福祉もしくは社会保障 (Welfare or Social Security)、法律 (Legal)、物資 (Supply) 等の章立てが用いられた。そのほか、一九四六年二月からは付録として四六都道府県の週別各種感染症患者数・死亡者数の統計、同じく性病の患者数統計が記載されている。感染症統計は当初、ジフテリア、赤痢、腸チフス、パラチフス、天然痘、発疹チフス、猩紅熱、流行性髄膜炎の八種についてであったが、一九四六年六月よりマラリア、コレラ、日本脳炎が、一九四七年四月からは麻疹、百日咳、結核、肺炎、インフルエンザが加えられた。また、一九四九年十月には、ポリオ、破傷風、産褥熱、狂犬病、ハンセン病、トラコーマ、炭疽、伝染性下痢症、デング熱が、一九五〇年にはフィラリア、日本住血吸虫症、ツツガムシ症が加えられた。性病統計は淋病、梅毒、軟性下疳の三種について統計が掲載されている。

(3) 研究の可能性

今回発足する研究会は、保健医療史を専攻する研究者のほか、感染症、疫学、栄養、医療経済、医学教育を専攻するものをはじめ様々な分野で活躍する人材で構成されており、GHQ文書を中心として各種史料を活用することにより多くの研究が開始されると期待される。例えば、Weekly Bulletinの章立てで一部紹介すると、

予防医学 (Preventive medicine) の章では、各種感染症の主にDDTの散布を中心とした施策の詳細が記されている。各都道府県別、および時系列のDDTの生産量・散布量と付録の各種感染症患者統計を総合的に分析することにより、占領期の感染症対策の実態をよりはっきりと解明することができる。

病院管理 (Hospital Administration) の章では、各週の入院患者数と外来患者数が表示されているほか、医療法設立の経過、医師会の改組、医学教育改革などのプロセスが記述されており、医療制度改革の実態をよりはっきりと解明することができる。

栄養 (Nutrition) の章では、占領期の日本人の各種栄養素・食品摂取量の統計が経年的に表示されており、復興とともに変

わり行く食生活の実態の解明に寄与すると考えられる。学校給食の普及についても時系列と各都道府県別の取り組みを明らかにすることが可能である。

物資 (Supply) の章では、戦災者への支援物資、特にLAR A物資が果たした役割についての詳細な考察が可能となる。また、薬剤や医療器具の輸入や生産の復興の過程が示されているとともに、旧日本軍の貯蔵物資であった麻薬類に関する犯罪と取り締まりについての記述も多く、この分野の解明に寄与することが予想される。

本年(二〇〇六年)の五月に最初の研究会を開催し、「現在の保健医療制度の源流を探る」という壮大なテーマを掲げ、メンバー間での活発な討議や研究発表を行っていく予定である。達成された成果は、「生存科学」をはじめ各種学術誌に発表してこの領域の研究に少しでも貢献することを目指したい。

(大分大学医学部)